

景観条例に基づく『変更届』『着手届』『完了届』の提出について

変更届について

- ・計画の変更が生じた場合は、変更する箇所における行為の着手30日前までに変更の届出をしてください。
(変更内容によっては再協定になる場合があります)
- ・届出部数は正副2部です。
- ・届出書には以下の書類を添付して下さい。
 変更に係る変更前と変更後の図面(主な変更箇所を図面に明示してください)

着手届について

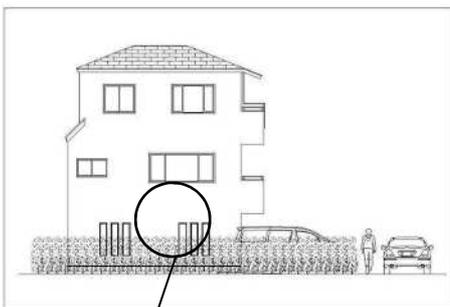
- ・行為の着手に際しては、着手日前日までに届出をしてください。(協定書と同時に持ちいただいても構いません。)
- ・届出部数は1部です。
- ・届出書には以下の書類を添付して下さい。
 工程表

完了届について

- ・行為を完了した時は、速やかに届出をして下さい。
- ・届出部数は1部です。
- ・届出書には以下の書類を添付して下さい。
 完了写真
 - ・全景×2面以上
 - ・中景(接写と全景の中間)および色見本をあてた接写×使用した色ごとの枚数(マンセル値が確認できるように撮影して下さい。)
 - ・外構(駐車場等、植栽全箇所)
 - ・その他、施工内容がわかるよう、適宜詳細な写真を添付してください。
 上記以外で写真の添付を求める場合があります。
 写真の撮影位置図

【写真例】

<完了写真1>



<中景写真>

<完了写真2>



<接写写真>

<外構写真>



マンセル値の文字が見えるように